

ID: 9

担当部署: 政策企画課

処分の概要	利用料金の還付承認		
例規名 根拠条項	大河原町デマンド型乗合タクシー運行条例 第11条ただし書		
例規番号	平成24年条例第2号		
【基準】 第11条の規定による。 (利用料金の還付) 第11条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日